

【参考】石綿事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

すべての建築物等の解体等工事において**事前調査が必要**(大防法:平成26年6月～)

★石綿有無に関わらず事前調査結果の記録の作成・保存・写しの現場備え置き、掲示、発注者への書面説明が必要 ★石綿含有建材の除去等工事においては、作業計画の作成、作業基準等の遵守義務
★吹付け材(仕上塗材を除く)、断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去等工事においては、作業実施届出が必要 ★石綿除去等作業後は、除去の確認及び発注者への報告、記録の保存が必要

【報告対象となる工事】

- ・建築物の解体工事(解体作業対象の床面積の合計80平方メートル以上)
- ・建築物の改修工事(請負代金の合計額100万円以上(税込))
- ・工作物の解体・改修工事(請負代金の合計額100万円以上(税込))

一定規模以上の建築物、特定工作物に係る解体等工事において、**事前調査結果の報告が必要**(令和4年4月～)

建築物 (建築設備を含む)

**建築物石綿含有
建材調査者等**による調査が必要
(令和5年10月～)

特定工作物

※番号は、「特定建築材料が使用されているおそれ大きいものとして環境大臣が定める工作物」(令和2年10月環境省告示第77号)の号番号

- 1:反応槽
- 2:加熱炉
- 3:ボイラー及び圧力容器
- 4:配管設備
- 5:焼却設備
- 7:貯蔵設備
- 8:発電設備
- 9:変電設備
- 10:配電設備
- 11:送電設備

**工作物石綿事前
調査者**による調査が必要
(令和8年1月～)

- 6:煙突
- 12:トンネルの天井板
- 13:プラットホームの上家
- 14:遮音壁
- 15:軽量盛土保護パネル
- 16:鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 17:観光用エレベーターの昇降路の囲い
(17は令和5年10月～)

**建築物石綿含有建材調査者等
又は工作物石綿事前調査者**による調査が必要
(令和8年1月～)

特定工作物以外の 工作物

塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業

塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材(シーリング材、パテ、接着剤等)の除去等が含まれる

建築物石綿含有建材 調査者等

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

※一戸建て等建築物石綿含有建材調査者は、建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができる